

歯科医療における院内感染防止対策に関するお知らせ

当院は、歯科診療における院内感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関です。

当院では歯科診療に係る院内感染防止対策について、下記のとおり取り組んでいます。

- ・ 院内感染防止対策の十分な機器（口腔内で使用する歯科医療機器などに対する、患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等の十分な感染対策）
- ・ 院内感染防止対策の十分な体制（感染症患者又は疑似症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制の確保）
- ・ 院内感染対策に係る研修の定期的な受講ならびに職員への定期的な研修の実施
- ・ 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保

2025.1.1 日本海総合病院

施設基準義務化揭示